平成３１年２月藤沢市議会定例会
総 務 常 任 委 員 会 資 料 ２

藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針（案）

（目的）

第１条　この指針は，藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成１５年藤沢市条例第７号。以下「条例」という。）の趣旨に則り，公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基本的な事項を定めることにより，防犯カメラの適正な管理を行うとともに，公共施設等における利用者の安全確保，犯罪の未然防止及び適正な施設管理並びに市民等の個人情報の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この指針において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）公共施設等　実施機関（条例第４条第３号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が維持管理をし，運営する施設，道路等をいう。

（２）防犯カメラ　実施機関が専ら利用者の安全確保，犯罪の未然防止及び適正な施設管理を目的に公共施設等に設置するカメラで，録画のために必要な関連機器で構成されたものをいう。

（３）市民等　市内に居住し，通勤し，若しくは通学する者又は市内に滞在し，若しくは市内を通過する者をいう。

（防犯カメラの設置場所，台数及び撮影対象区域）

第３条　実施機関は，防犯カメラの設置にあたり，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）設置場所は，公共施設等における利用者の安全確保，犯罪の未然防止及び適正な施設管理のために防犯カメラの設置の必要性が高く，市民等の個人情報の保護を配慮してもなお必要と考えられる場所とすること。

（２）設置台数は，第１条に規定する目的を達成するために必要最小限度の台数とすること。

（３）撮影対象区域は，公共施設等の範囲内を原則とし，特定の個人，民間の建物及び民有地又はこれらの場所への出入りを監視することがないよう配慮すること。やむを得ず民間の建物及び民有地が映り込んでしまう場合は，当該建物及び土地の所有者の同意を得るか，当該場所をマスキング処理して撮影すること。

（防犯カメラの設置表示）

第４条　実施機関は，市民等が防犯カメラが設置されていることを認識できるよう，撮影対象区域内の見えやすい場所に，設置している旨を表示しなければならない。

（管理責任者等の指定）
第５条　実施機関は，防犯カメラを設置する際，適正な設置，運用及び維持管理並びに防犯カメラによって撮影し録画した画像（以下「画像」という。）の適正な取扱いを図るため，防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き，管理責任者については，防犯カメラを設置する課等の長，又は処分権限を有する指定管理者が指名する者をもって充てる。
２　管理責任者を補佐するために，防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き，管理責任者が指名した者をもって充てる。

（画像の表示，取出し，加工，複写等）
第６条　管理責任者は，防犯カメラ及び画像の適正な管理を目的として画像の表示，取出し，加工，複写等を行う場合には，当該処理する機器（以下「画像処理用機器」という。）を利用することができる。

（防犯カメラの運用等に係る措置）
第７条　実施機関は，防犯カメラ（画像処理用機器を利用する場合には，それを含む。）の運用にあたり，管理責任者が許可した者以外による持出しに対する防護措置及び個人情報の保護を図るための措置を講じなければならない。

（画像等の管理・保管期間等）
第８条　実施機関は，画像及び記録媒体に保存された画像データ（以下「画像データ」という。）（以下これらを「画像等」という。）について，撮影時のまま，設置する公共施設等ごとに必要かつ最短と認められる期間としてあらかじめ定める期間（当該期間を超えて保管する必要がある場合には，当該期間を超えた部分を含む。）に限り保管するものとし，その期間の経過後は直ちに消去しなければならない。

（画像等の目的外利用及び提供の制限）
第９条　実施機関は，画像等を目的外に利用又は提供する場合は，条例の定めるところにより行うこととする。

（苦情処理）
第１０条　実施機関は，市民等から防犯カメラの設置，運用等に関する苦情を受けたときは，速やかに対応し，適切な措置を講じなければならない。

（開示請求等）
第１１条　市民等が画像等の開示及び公開請求を求めるときは，条例又は藤沢市情報公開条例（平成１３年藤沢市条例第３号）の定めるところによる。

（遵守事項）
第１２条　管理責任者及び管理取扱者は，条例及び藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成１５年藤沢市規則第１９号）を遵守して，個人情報を適正に取扱わなければならない。

（運用基準の策定）
第１３条　実施機関は，防犯カメラを設置する公共施設等ごとに，第７条に規定する措置，第８条に規定する画像等を保管する期間その他の適正な運用のために必要な事項を規定した運用基準を策定し，管理責任者及び管理取扱者はこの基準を遵守するものとする。

附　則
（施行期日）
１　この指針は，平成３１年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　実施機関は，施行期日以降，本指針に沿った運用基準へ見直す。